

20 種類の産業廃棄物とその具体例

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥(し尿を含むものを除く)、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど、 鉱物性油及び動植物性油の全ての廃油類
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類 (※)	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、 固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 硝子くず、コンクリートくず及び 陶磁器くず (※)	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、廃石膏ボード、コンクリート製品の 製造工程からのコンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶融炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類 (※)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、 アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生する ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	○ 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ○ パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ○ PCB が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	○ 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ○ 木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ○ PCB が染み込んだもの ○ 物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具・器具類) ○ 貨物流通用のパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)
	15 繊維くず (天然繊維のみ)	○ 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ○ 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係るもの(羊毛くず等の天然繊維くず) ○ PCB が染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動・植物に係る 固形状の 不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあら などを含む
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜、及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固 形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	20	上記 1～19 の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

注 (※)⑥⑨⑪の 3 品目については、「石綿含有産業廃棄物を含む・含まない」の別がある。

注 廃水銀使用製品を扱う場合は、「水銀使用製品産業廃棄物を含む・含まない」の別がある。

注 水銀を含む汚泥等を扱う場合は、「水銀含有ばいじん等を含む・含まない」の別がある。